

漏水に係る上下水道料金等の減額基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市水道事業給水条例施行規程（平成10年企業管理規程第1号）第11条第3項、宮崎市下水道条例施行規程（平成17年企業管理規程第28号）第24条第2項及び宮崎市農業集落排水処理施設条例施行規程（平成17年企業管理規程第27号）第10条第2項の規定に基づき、使用者等の給水装置等において生じた漏水による料金等の減額措置に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者等 水道の利用者、給水装置の所有者及び管理人をいう。
- (2) 給水装置等 利用者等の給水装置、給水設備又は水道水以外の水の設備をいう。
- (3) 料金等 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料をいう。
- (4) 漏水 給水装置等の損傷に起因する流出水をいう。
- (5) 不表現漏水 利用者等が給水装置等を善良な管理者の注意をもって管理していたにもかかわらず発見することが困難であると判断される地中埋設部及び壁面内部等における漏水をいう。
- (6) メーター計量水量 次のいずれかに該当する水量をいう。
 - イ 宮崎市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第17条第1項の規定により設置したメーターで計量された水量
 - ロ イに規定するもののうち、給水条例第17条第2項ただし書きに規定する契約（以下「各戸検針契約」という。）に基づき各戸又は各箇所ごとに設置されたメーター（以下「子メーター」という。）の場合、子メーターにより計量された水量
 - ハ イに規定するもののうち、各戸検針契約を締結している建物で、受水槽又は高置水槽（以下「受水槽等」という。）に流入する水量を計測するメーター（以下「親メーター」という。）の場合、親メーターにより計量された水量から子メーターのメーター計量水量の合計及び親メーターの検針による使用水量に8%を乗じた水量（その水量に小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を減じた水量
 - ニ 「集合住宅等の各戸検針及び料金徴収の実施に関する要綱」附則第3項に規定する私設メーター（以下「各戸検針契約を締結していない集合住宅等のメーター」という。）で、それぞれのメーターにより計量された水量
- (7) 推定使用水量 漏水により使用水量が不明の場合、実際に使用したと推定する水量をいう。ただし、1立方メートルに満たない場合は、1立方メートルとみなす。
- (8) 認定使用水量 推定使用水量等に基づいて算定した水量であって、水道料金請求の対象となる水量をいい、1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (9) 認定汚水量 推定使用水量に基づいて算定した水量であって、下水道使用料又は農業

集落排水処理施設使用料の請求の対象となる水量をいい、1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(推定使用水量の算定方法)

第3条 推定使用水量は、漏水したと推定される使用月の前回の検針水量又は前年同月の検針水量を考慮して決定するものとする。ただし、これによりがたい理由のある場合は、宮崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、その都度算定し、1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(減額の対象)

第4条 料金等の減額の対象は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 不表現漏水による場合
- (2) 水洗トイレの洗浄装置、太陽熱ヒーター、電気温水器等の器具故障に起因する漏水で、不表現漏水と同等であると管理者が認めた場合
- (3) 給水設備の漏水であって、受水槽等の流入配管に設置する器具(以下「ボールタップ等」という。)の故障に起因する漏水の場合で、漏水警報装置の設置又は定期的な巡回点検等の励行を確約し、誓約書を提出した場合
- (4) 使用者等が宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に修理を依頼していたが、修理が遅延したために生じた漏水で管理者が認めた場合
- (5) 次のいずれかに該当する災害による給水装置等の破損による漏水の場合で管理者が認めた場合
 - イ 火災
 - ロ 地震、台風その他の自然災害
- (6) メーターユニオンからの漏水の場合

(減額対象期間及び認定使用水量の算定方法等)

第5条 管理者は、別表1に基づき減額対象期間及び認定使用水量を算定するものとする。

(申請手続)

第6条 使用者等が減額を受けようとするときは、別表2に定めるところにより申請するものとする。

(減額の可否決定及び通知)

第7条 管理者は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、必要な場合は現地調査を行ったうえで減額の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定による減額の可否を決定したときは、直ちにその旨を申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第8条 管理者は、使用者等が虚偽の申請その他不正な方法等により前条に規定する減額の決定を受けていた場合、その決定を取り消すことができる。

(協議)

第9条 第5条の規定によりがたい場合又は特別の事情により認定使用水量及び認定汚水量の計算が困難な場合は、その都度関係者と協議して減額認定するものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は平成23年4月1日から適用する。
(漏水に係る水道料金の軽減基準を定める要綱及び漏水に係る汚水排除量の減量認定に関する取扱い要綱の廃止)
- 2 漏水に係る水道料金の軽減基準を定める要綱及び漏水に係る汚水排除量の減量認定に関する取扱い要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行日前に申請された申請書の取扱いについては、旧要綱の例による。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 別表2に定める修理前後の写真添付の適用については、令和2年3月31日までの間は従前の例によることができる。
- 3 この要綱の施行の際改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用するこ

とができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の漏水に係る上下水道料金等の減額基準を定める要綱第4条第2号の規程は、この要綱の施行日以降に修理を行ったものから適用する。

3 この要綱の施行の際改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

4 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

【別表1】

減額の対象		減額対象期間	認定使用水量の算定方法	認定汚水量の算定方法	制限
不表現	メーター	修理等により漏水の改善を行った日(以下「漏水修理完了日」という。)の属する月の使用水量を検針した月又はその検針月までの概ね1年以内の1検針月に限るものとする。ただし、漏水修理完了日前1年以内に漏水による減額認定をされている場合は、減額認定された検針月の翌検針月以降の1検針月に限るものとする。	次のいずれか少ない水量 ①メーター計量水量－(メーター計量水量－推定使用水量)×2/3 ②推定使用水量×2.5倍	推定使用水量とする。	過去に減額認定された漏水の原因となった損傷箇所と同一の箇所から再度漏水した場合、3年間は減額は行わない。
	子メーター				
	各戸検針契約を締結していない集合住宅等のメーター		メーター計量水量－(メーター計量水量×2/3)	—	
	親メーター				
太陽熱ヒーター、電気温水器等 水洗トイレの洗浄装置		漏水修理完了日の属する月の使用水量を検針した月又はその検針月までの概ね1年以内の1検針月に限るものとする。ただし、漏水修理完了日前1年以内に漏水による減額認定をされている場合は、減額認定された検針月の翌検針月以降の1検針月に限るものとする。	次のいずれか少ない水量 ①メーター計量水量－(メーター計量水量－推定使用水量)×2/3 ②推定使用水量×2.5倍	推定使用水量とする。	過去に減額認定された漏水の原因となった損傷箇所と同一の箇所から再度漏水した場合、3年間は減額は行わない。
ボール タップ等	各戸検針契約を締結していない集合住宅等	漏水修理完了日の属する月の使用水量を検針した月又はその検針月までの概ね1年以内の1検針月に限るものとする。ただし、漏水修理完了日前1年以内に漏水による減額認定をされている場合は、減額認定された検針月の翌検針月以降の1検針月に限るものとする。	次のいずれか少ない水量 ①メーター計量水量－(メーター計量水量－推定使用水量)×2/3 ②推定使用水量×2.5倍	推定使用水量とする。	過去に減額認定された漏水の原因となった損傷箇所と同一の箇所から再度漏水した場合、5年間は減額は行わない。
	各戸検針契約を締結している集合住宅等				
修理遅延		漏水修理完了日の属する月の使用水量を検針した月又はその検針月までの概ね1年以内の1検針月に限るものとする。ただし、漏水修理完了日前1年以内に漏水による減額認定をされている場合は、減額認定された検針月の翌検針月以降の1検針月に限るものとする。	推定使用水量とする。	推定使用水量とする。	—
災害等	・火災	災害が発生した日から漏水修理完了日を含む検針期間とする。 ただし、漏水修理完了日前1年以内に漏水による減額認定をされている場合は、減額認定された検針月の翌検針月以降に限るものとする。	推定使用水量とする。	推定使用水量とする。	—
	・地震、台風、豪雨その他の自然災害				
メーターユニオン		漏水修理完了日の属する月の使用水量を検針した月又はその検針月までの概ね1年以内の1検針月に限るものとする。ただし、漏水修理完了日前1年以内に漏水による減額認定をされている場合は、減額認定された検針月の翌検針月以降の1検針月に限るものとする。	推定使用水量とする。	推定使用水量とする。	—

【別表2】

〈指定工事事業者で修理した場合〉

減額対象	申請書	添付書類等	申請期限
不表現(第4条第1号) 修理遅延(第4条第4号) メーターユニオン(第4条第6号)	申請書(様式1号) ※現地調査による漏水修理完了確認がなされた場合、申請書中「修理報告書」は省略することができる。	・修理前後の写真 ・遅延理由書(4号の場合のみ)	修理完了日から2年以内
水洗トイレの洗浄装置 太陽熱ヒーター、電気温水器等 (第4条第2号)	申請書(様式1号) ※太陽熱ヒーター、電気温水器等工事事業者作成の修理報告書を、申請書中「修理報告書」に代えることができる。	・修理前後の写真 ・誓約書(様式第3号) (誓約書については水洗トイレの洗浄装置の場合のみ)	修理完了日から2年以内
ボールタップ等(第4条第3号)	申請書(様式1号)	・誓約書 ・修理前後の写真	修理完了日から2年以内
災害(第4条第5号)	申請書(様式1号)	・修理前後の写真 ・公的機関発行のり災証明書等	修理完了日から2年以内

〈指定工事事業者以外で修理した場合〉

減額対象	申請書	添付書類等	申請期限
不表現(第4条第1号) メーターユニオン(第4条第6号)	申請書(様式2号) ※現地調査による漏水修理完了確認がなされた場合、申請書中「修理報告書」は省略することができる。	・修理前後の写真	修理完了日から1年以内
水洗トイレの洗浄装置 太陽熱ヒーター、電気温水器等 (第4条第2号)	申請書(様式2号) ※太陽熱ヒーター、電気温水器等工事事業者作成の修理報告書を、申請書中「修理報告書」に代えることができる。	・修理前後の写真 ・誓約書(様式第3号) (誓約書については水洗トイレの洗浄装置の場合のみ)	修理完了日から1年以内
ボールタップ等(第4条第3号)	申請書(様式2号)	・誓約書 ・修理前後の写真	修理完了日から1年以内
災害(第4条第5号)	申請書(様式2号)	・修理前後の写真 ・公的機関発行のり災証明書等	修理完了日から1年以内

※ただし、指定工事事業者以外で修理した場合の減額認定は、第4条第2号の減額対象を除き、1回に限るものとする。

上下水道料金等減額申請書

年 月 日

宮崎市上下水道事業管理者 殿

【申請者】

住所

氏名

連絡先

— —

下のおり修理しましたので上下水道料金等の減額を申請します。

修 理 報 告 書			
※指定給水装置工事業者にてご記入ください			
お客様番号 (水栓番号)		メーター番号	(mm)
水栓所在地	宮崎市		
使用者氏名			
修理完了年月日	年 月 日	修理完了時のパイロット回転	有 無
修理完了後のメーター指針	m ³ (指針確認日 年 月 日)		
修理内容 (漏水箇所(埋設部や壁面内部等であるかどうかなど)、漏水状況、修理箇所や内容を具体的に記入してください。) ※修理前後(漏水状況のわかるもの、配管復旧状況のわかるもの)の写真を添付してください。			
上記のおり修理いたしました。 施工業者 住 所 氏 名			

(連絡先) 宮崎市上下水道局料金センター

住所〒880-8507 宮崎市鶴島3丁目252番地 TEL (0985) 60-6500

自己修繕上下水道料金等減額申請書

年 月 日

宮崎市上下水道事業管理者 殿

【申請者】

住所

氏名

連絡先

— —

下のおり修理しましたので上下水道料金等の減額を申請します。なお、今後漏水が発生した場合は、宮崎市上下水道局指定給水装置工事業者において修理を行います。

修 理 報 告 書			
お客様番号 (水栓番号)			
水栓所在地	宮崎市		
使用者氏名			
修理完了年月日	年 月 日	修理完了時のパイロット回転	有 無
修理完了後の メーター指針	m ³ (指針確認日 年 月 日)		
修理内容	(漏水箇所(埋設部や壁面内部等であるかどうかなど)、漏水状況、修理箇所や内容を具体的に記入してください) ※修理前後(漏水状況のわかるもの、配管復旧状況のわかるもの)の写真を添付してください。		
施工業者	上記のとおり修理いたしました。 住 所 氏 名		

(連絡先) 宮崎市上下水道局料金センター

住所〒880-8507 宮崎市鶴島3丁目252番地 Tel (0985) 60-6500

誓 約 書

年 月 日

宮崎市上下水道事業管理者 殿

【申請者】

住所

氏名

連絡先

— —

令和 年 月 検針分の使用水量が器具の故障により多くなっていますが、修理をして、今後このようなことがないように維持管理に努めますので、今回に限り水道料金を減額していただきたくお願いいたします。

なお、今後同じような漏水があっても、異議の申し立ては一切いたしません。

給 水 装 置 場 所	
お客様番号 (水栓番号)	
水栓所在地	宮崎市
使用者氏名	

※漏水箇所または器具 _____

※領収書 _____

(連絡先) 宮崎市上下水道局料金センター

住所〒880-8507 宮崎市鶴島3丁目252番地 TEL (0985) 60-6500